


令和6年度 石川県鳥獣保護区等位置図



石川県における日の出・日の入り時刻

金沢市	
年月日	日の出 日の入
令和6年11月1日	6:17 16:57
令和6年11月11日	6:27 16:48
令和6年11月21日	6:37 16:41
令和6年12月1日	6:47 16:38
令和6年12月11日	6:55 16:38
令和6年12月21日	7:02 16:41
令和7年1月1日	7:05 16:49
令和7年1月11日	7:05 16:57
令和7年1月21日	7:07 17:07
令和7年2月1日	6:55 17:19
令和7年2月11日	6:46 17:30
令和7年2月21日	6:34 17:40
令和7年3月1日	6:24 17:46
令和7年3月11日	6:10 17:56
令和7年3月21日	5:55 18:05
令和7年3月31日	5:41 18:15

輸送市

年月日	日の出 日の入
令和6年11月1日	6:17 16:54
令和6年11月11日	6:27 16:45
令和6年11月21日	6:38 16:38
令和6年12月1日	6:48 16:35
令和6年12月11日	6:56 16:35
令和6年12月21日	7:03 16:38
令和7年1月1日	7:07 16:45
令和7年1月11日	7:03 17:04
令和7年1月21日	6:56 17:17
令和7年2月1日	6:46 17:27
令和7年2月11日	6:34 17:38
令和7年2月21日	6:24 17:46
令和7年3月1日	6:10 17:56
令和7年3月11日	5:55 18:05
令和7年3月21日	5:40 18:14

出典の際には、日の出・日の入り時刻を新聞等でご確認ください。

住居が集まる場所などでの銃撃は禁止されています。
狩猟マナーの向上に留意しましょう。

国道・県道一覽表

路線番号	路線名	延長(km)	備考
1	1号	13.2	
2	2号	13.4	
3	3号	13.4	
4	4号	13.4	
5	5号	13.4	
6	6号	13.4	
7	7号	13.4	
8	8号	13.4	
9	9号	13.4	
10	10号	13.4	
11	11号	13.4	
12	12号	13.4	
13	13号	13.4	
14	14号	13.4	
15	15号	13.4	
16	16号	13.4	
17	17号	13.4	
18	18号	13.4	
19	19号	13.4	
20	20号	13.4	
21	21号	13.4	
22	22号	13.4	
23	23号	13.4	
24	24号	13.4	
25	25号	13.4	
26	26号	13.4	
27	27号	13.4	
28	28号	13.4	
29	29号	13.4	
30	30号	13.4	
31	31号	13.4	
32	32号	13.4	
33	33号	13.4	
34	34号	13.4	
35	35号	13.4	
36	36号	13.4	
37	37号	13.4	
38	38号	13.4	
39	39号	13.4	
40	40号	13.4	
41	41号	13.4	
42	42号	13.4	
43	43号	13.4	
44	44号	13.4	
45	45号	13.4	
46	46号	13.4	
47	47号	13.4	
48	48号	13.4	
49	49号	13.4	
50	50号	13.4	

石川県鳥獣保護区等位置図

保護区名	種別	面積(km ²)	備考
鳥獣保護区	鳥獣保護区	1,171.21	
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区特別保護地区	9.17	
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	狩猟鳥獣捕獲禁止区域	1,171.21	
休猟区	休猟区	9.17	
特別休猟区	特別休猟区	9.17	
特定猟具使用禁止区域(銃類)	特定猟具使用禁止区域(銃類)	9.17	
特定猟具使用禁止区域(銃類)	特定猟具使用禁止区域(銃類)	9.17	
自然公園特別保護地区	自然公園特別保護地区	9.17	
オリエンテーリングコース	オリエンテーリングコース	9.17	
官有造林	官有造林	9.17	

石川県鳥獣保護区等位置図

種別	色	説明
鳥獣保護区	オレンジ	鳥獣保護区
鳥獣保護区特別保護地区	濃いオレンジ	鳥獣保護区特別保護地区
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	赤	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
休猟区	緑	休猟区
特別休猟区	濃い緑	特別休猟区
特定猟具使用禁止区域(銃類)	青	特定猟具使用禁止区域(銃類)
特定猟具使用禁止区域(銃類)	濃い青	特定猟具使用禁止区域(銃類)
自然公園特別保護地区	黄緑	自然公園特別保護地区
オリエンテーリングコース	黄	オリエンテーリングコース
官有造林	白	官有造林

この図面は保護区等の位置を示したものです。区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに下記の農林総合事務所や地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないよう狩猟してください。

ハードウォッチャーや自然散策者の出入りが多いので発砲注意

発砲注意 (牛舎あり)

発砲注意 (農機・作業車あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

●狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟できる期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシロガモ、ホシハシロ、キンクロハシロ、スズガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コシロヤマドリを除く、オスに限る)、キジ(オスに限る、亜種コウライキジを含む)、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジ(ハ)、ヒヨドリ、ユウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシロガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る)、シバライチヤ、ミンク、アナグマ、アラビガモ、ヒダマ、ツキノワグマ、ハクシンス、イノシシ(イノシシを含む)、ニホンジカ、クワヅリス、シマリス、ヌートリス、ユクウサギ、ノウサギ	11月15日から翌年10月15日まで イノシシ・ニホンジカに限り11月1日から翌年3月31日まで

●捕獲数の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の捕獲制限数
ヤマドリ(亜種コシロヤマドリを除く、オスに限る)、キジ(オスに限る、亜種コウライキジを含む)	合計して2羽以内
エゾライチョウ	2羽以内
コジュケイ	5羽以内
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシロガモ、ホシハシロ、キンクロハシロ、スズガモ	合計して5羽以内 (ただし、網猟をする者にあつては、狩猟期間を過ぎて200羽以内)
ヤマシギ、タシギ、キジ(ハ)	合計して5羽以内 10羽以内

●石川県ではイノシシ・ニホンジカについて、下記のとおりとします。

- 狩猟期間：11月1日～3月31日
- ※ただし、2月16日～2月末日についてはわな猟及び銃猟、11月1日～11月14日及び3月1日～3月末日については、わな猟(備わらぬ及びくわらぬ)及びとめさしのための銃猟に限りです。
- 特別休猟区では、イノシシ・ニホンジカに限り狩猟が可能となります。
- 狩猟鳥獣捕獲禁止区域では、イノシシ・ニホンジカに限り狩猟が可能となります。

●狩猟者登録証による捕獲報告以外に、特定鳥獣(ツキノワグマ)の捕獲状況調査及び出猟カレンダー(シカ・イノシシ)調査を行いますので、ご協力ください。

- 令和9年9月14日まではメスキジ、メスマヤドリの捕獲が禁止されています。
- オリエンテーリングコース(15コース)については、十分注意してください。

●国有林野へ入林する場合について

狩猟の目的で国有林野へ入林される場合は、石川県森林管理課へ入林届を提出してください。(TEL:076-261-7191)

●網猟・わな猟の猟具について

1. 網猟について
網猟免許又はわな猟免許に添付された登録を受けた者は、その使用する猟具ごとに、住所、氏名、都道府県知事名、登録年度及び狩猟者登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識をつけてください。
2. 架設個数について
同時に架設できるわなの個数は30個以内です。
3. 禁止猟法について
形状にかかわらず、とらばさみを使用した狩猟は禁止されています。くわりわなにあつては、輪の径が12センチメートルを超えるものを使用した狩猟は禁止されています。

●残滓放置規制について

捕獲した鳥獣の全部又は一部を、捕獲した場所に放置することは禁止されています。

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

発砲注意 (製氷業者あり)

狩猟者の皆さん違反や事故のないよう十分注意しましょう。

かすみ網による密猟を発生したときは、近くの警察や農林総合事務所にご連絡ください。

—お願い—
足環のついたキジを捕獲されたときは、近くの農林総合事務所または県庁自然環境課へ標識番号をお知らせください。